農林水産部

No. 3

制度名	農業委員会補助金	主管課名	農業政策課 農地調整 G		
		問合せ先	029-301-3838		
	農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法				
目的・趣旨	律第 101 号)第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいう。)によ				
	る担い手への農地集積・集約化を促進するため、農業委員会がその関連する				
	業務を適切に実施できるよう、補助金を交付	けする。			

[対象団体]

市町村農業委員会

[対象事業]

機構集積支援事業

- (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業
- (2) 農地の有効利用を図るための支援事業

[補助要件等]

-

[対象経費]

次に掲げる活動に要する経費

- (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業
 - ・農地の利用関係の調整
 - ・農地の利用状況等の調査
 - 農地等訴訟等事務処理
 - ・農地等の台帳の調査等
 - ・農地の権利移動・借賃等調査 など
- (2) 農地の有効利用を図るための支援事業
 - ・農地の有効利用を図るための活動
 - ・農業委員等の資質向上のための研修の実施
 - ・その他 (総会等の議事録の作製等) など

[補助限度額等]

定額補助(農業委員会数、農業者の数、農地面積、業務量等に応じて配分)

[経費負担割合]

区分	玉	県	市町村	その他			
市町村	定額						
〔31 年度当初予算額〕	〔31 年度補助対象団体〕						
37,500 千円	44 団体(全市町村農業委員会)						
〔備考〕							